

八王子市低入札価格調査実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）第18条の2の規定により調査基準価格、失格基準価格及び失格要件を設ける契約において、低入札価格調査を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査の対象となる契約)

- 第2条 低入札価格調査の対象となる契約は、総合評価方式を適用する次の工事請負契約とする。

- (1) 土木工事
- (2) 建築工事
- (3) 設備（電気・給排水・空調）工事
- (4) 造園工事
- (5) 専門（運動場施設等）工事
- (6) 専門（解体）工事

(調査の対象となる者)

- 第3条 低入札価格調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、評価値（総合評価方式における価格評価点及び技術評価点の合計）が最も高く、調査基準価格未満の金額で入札をした者のうち、第5条で定める失格基準に該当しない入札をしたものとする。この場合において、調査対象者となるべき者が複数あるときは、東京電子自治体共同運営サービスにおけるくじ引き機能（以下「くじ」という。）を利用して調査対象者を決定する。
- 2 前項において、調査基準価格以上の金額で入札をした者が、調査対象者となるべき者と同評価値の場合、くじにより落札予定者又は調査対象者を決定する。
- 3 調査対象者は、原則として工事成績評価型及び工事实績評価型は7日以内、施工能力評価型は14日以内に決定する。（日数は、開札日を含め、閉庁日を除く。）

(調査基準価格)

- 第4条 第2条（1）から（5）に定める工事の調査基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、次の金額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 第2条（6）に定める工事の調査基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、次の金額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。
- (1) 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(失格基準)

第5条 失格基準は、調査基準価格未満の金額の入札について低入札価格調査を実施することなしに当該入札を失格とする価格（以下「失格基準価格」という。）及び失格とする要件（以下「失格要件」という。）とする。

2 第2条（1）から（5）に定める工事の失格基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、次の金額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、入札価格がこれを下回った場合を失格とする。

- （1）直接工事費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- （2）共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- （3）現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- （4）一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 第2条（6）に定める工事の失格基準価格は、規則第18条の3第1項で定める範囲内において、次の金額の合計に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とし、入札価格がこれを下回った場合を失格とする。

- （1）直接工事費の額に10分の7.8を乗じて得た額
- （2）共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- （3）現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- （4）一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

4 失格要件は、工事成績で判断するものとし、調査対象者が本市の発注工事における工事成績評定で改善指導を受け、改善計画書を提出している場合（提出日が、開札日の1年前の月の初日から1年の間にあるときに限る。）とする。

(入札参加者への周知)

第6条 対象となる契約に関する公告及び入札説明書等において、次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者に周知する。

- （1）低入札価格調査制度を適用する対象案件であること。
- （2）調査基準価格が設定されていること。
- （3）失格基準が設定されていること。
- （4）調査対象者は、最も評価値が高い場合であっても、落札予定者とならないときがあること。
- （5）調査対象者は、低入札価格調査に協力すべきこと。

(調査の実施)

第7条 契約資産部契約課及び工事担当課は、調査対象者に対し、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査においては、次の書類を提出するものとする。

- （1）当該価格で入札した理由（第1号様式）
- （2）手持ち工事の状況（第2号様式）
- （3）契約対象工事箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との関係（第3号様式）
- （4）手持ち資材の状況（第4号様式）
- （5）資材購入先又は資材リース元の状況（第5号様式）
- （6）手持ち機械の状況（第6号様式）

- (7) 労働者の具体的供給の見通し（第7号様式）
- (8) 過去5年間に施工した公共工事（第8号様式）
- (9) 経営状況（第9号様式）

- 3 前項の書類の提出期限は、市から通知を受けた日から原則として2日以内（閉庁日を除く。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、提出期限までに書類の提出がない場合、調査対象者を失格とする。
- 5 低入札価格調査は、契約資産部契約課及び工事担当課の両課で実施し、品質管理担当課長の技術的な協力を得るものとする。

（八王子市低入札価格調査審査委員会における審査）

第8条 契約資産部契約課及び工事担当課は、前条の低入札価格調査が終了したときは、別に定める八王子市低入札価格調査審査委員会（以下「委員会」という。）に調査結果を報告し、調査対象者と契約することの適否についての審査を求めなければならない。

（落札予定者の決定等）

第9条 委員会が審査の結果、調査対象者と契約することについて適当であると決定した場合、調査対象者を落札予定者とし、調査対象者に対してその旨を知らせるとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。

- 2 委員会が審査の結果、調査対象者と契約することについて不適当であると決定した場合、次の各号に定める方法により手続を進める。

- (1) 委員会により不適当とされた者及び失格基準に該当する者を除く、最も評価値が高い者（以下「次順位者」という。）の入札金額が調査基準価格以上の場合、次順位者を落札予定者とする。
- (2) 次順位者の入札金額が調査基準価格未満である場合、「調査対象者」を「次順位者」と読み替え、第7条から前項までと同様の手続を行う。なお、これによっても落札予定者が決定しない場合は、決定するまで本項の手続を繰り返すものとする。
- (3) 前2号において、次順位者となるべき者が複数あるときは、くじにより次順位者を決定する。

（監督・検査体制の強化）

第10条 低入札価格調査を経て契約した場合は、適正な履行の確保を図るため、中間技術検査を実施するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。